⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

各抗菌性物質の定義

①　（略）

（削る）

②～⑭　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①　（略）

（削る）

②～⑭　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
標準エフロトマイシン	エフロトマイシンA$_1$（$C_{59}H_{88}N_2O_{20}$）	常用標準エフロトマイシン	エフロトマイシン
（略）	（略）	（略）	（略）

各抗菌性物質の定義

①　（略）

②　エフロトマイシン

*Nocardia lactamdurans*の培養により得られるエフロトマイシンA$_1$（$C_{59}H_{88}N_2O_{20}$）、エフロトマイシンAz（$C_{59}H_{88}N_2O_{20}$）及びエフロトマイシンB（$C_{59}H_{88}N_2O_{20}$）を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

③～⑮　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①　（略）

②　エフロトマイシン

エフロトマイシンの力価は、エフロトマイシンA$_1$（$C_{59}H_{88}N_2O_{20}$）としての量を質量（力価）で示す。１μg（力価）は、標準エフロトマイシン１μgに相当する。

③～⑮　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。